

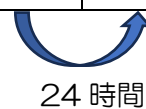
新型コロナウイルス感染症の出席停止期間について

新型コロナウイルス感染症の出席停止期間は
『発症日から5日間経過し、かつ、
症状軽快後 24 時間経過した場合』

【有症状者の場合】

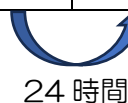
◎ 4日目までに症状軽快

0 日目	1 日目	2 日目	3 日目	4 日目	5 日目	6 日目
発症				症状 軽快	療養 最終日	解除 (登校可能)



◎ 5日目以降に症状軽快 (X 日に症状軽快)

0 日目	1 日目	2 日目	3 日目	4 日目	5 日目	X 日目	X+1 日目	X+2 日目
発症						症状 軽快	療養 最終日	解除 (登校可能)



発症後 10 日を経過するまでは、ウイルス排出の可能性があることから、不織布マスクを着用したり、高齢者等の重症化リスクがある方との接触は控えたりすることが推奨されています。

【無症状者の場合】

陽性確定に係る検体採取日から5日間経過した場合

0 日目	1 日目	2 日目	3 日目	4 日目	5 日目	6 日目
検体 採取					療養 最終日	解除 (登校可能)

※療養期間の起算日は、陽性判明日ではなくあくまでも検体採取日となります。

※当初、無症状だった場合について、療養中に症状が出た場合は、その日を発症日とし、自宅療養する場合は【有症状者の場合】の基準を参考に療養してください。

濃厚接触者の特定・外出自粛はありません

同居家族が陽性の場合、陽性者の発症日を0日目とし、7日間は健康観察、マスク着用等の感染対策をしてください（この場合も外出自粛はありませんので、登校は可能です）。